

## 乳幼児用ベッドに係るよくあるご質問（事業者の皆様向け）

令和7年4月18日 製品安全課

### 【質問1】

乳幼児用ベッドについて、特別特定製品から特別特定製品かつ子供用特定製品となるものことですが、既に届出をしているものについても、令和7年12月25日の改正法の施行後に新たに届出を行う必要はありますか。もし、必要となる場合は、既存の届出の廃止届は必要ですか。

### 【回答】

既に届出をいただいている乳幼児用ベッドについて、子供用特定製品に指定されることに伴い新たな届出・廃止届出は不要です。

### 【質問2】

乳幼児用ベッドにおいて、改正前の技術上の基準に書かれていた表示義務の要求事項の部分が、子供用特定製品の警告表示の記載義務の部分へ変更となっていたり、ピクトグラム表示が解釈へ移行していたりするなどの修正が見られますが、内容自体は変更になっていないように見受けられます。PSCマークの変更以外にて変更が行われた部分がありますか。

### 【回答】

PSCマーク以外に大きな変更はありません。

### 【質問3】

乳幼児用ベッドのPSCマークが子供PSCマークに変更になるものことですが、以前のPSCマーク付き製品はいつまで生産、出荷、および販売できますか。

### 【回答】

現行のPSCマークしか表示されていない乳幼児用ベッドは、令和7年12月25日の法施行から1年3か月間の経過措置期間がありますので、令和9年3月24日までは販売可能です。

### 【質問4】

乳幼児用ベッドについて、いつから子供PSCマークの表示をして販売することができますか。現行法で届出をしているものについては、施行日を待たずにマークを貼り替えてもよいのでしょうか。

### 【回答】

令和7年12月25日の改正法施行よりも前は、現行法令で規定されるひし形のPSCマークがなければ乳幼児用ベッドを販売することはできません。そのため、施行よりも前に現行のPSCマークの表示をやめ、改正法令において規定される新たな子供PSCマークのみを表示して乳幼児用ベッドを販売することはできません。

現行のPSCマークから、新たな子供PSCマークへの貼り替えに必要な期間として、1年3か月間の経過措置期間を設けておりますので、この期間内に貼り替えを行うようお願いいたします。

**【質問5】**

令和7年12月25日の改正法施行よりも前に、既に登録検査機関から適合証明書の交付を受けている乳幼児用ベッドについて、法施行後に改めて登録検査機関において適合性検査を受け、適合証明書の発行をしてもらう必要はありますか。

**【回答】**

改正法施行前に、既に適合証明書を交付されている乳幼児用ベッドについて、改正法が施行されることに伴い、改めて適合性検査を受ける必要はありません。